

令和7年7月31日
山形県

知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く）の 障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和7年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

◎ 障害者雇用率（知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く））

	法定雇用障がい者数の 算定の基礎となる 職員の数 ①	障がい者である職員の数 ※重度障害者：2名換算 ※短時間勤務：0.5名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率 2.8% ③（②/①）	不足数 ④
R7. 6. 1 現在	7,828	249.5	<u>3.19%</u>	0.0

（注意）

- ④欄の「不足数」については、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
障害者雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とする。

◎ 障害者雇用推進者

知事部局：総務部長 小中 章雄
企業局：企業局長 築達 秀尚
病院事業局：病院事業局長 竹田 幸弘

◎ 障害者活躍推進計画及びその取組みの実施状況を公表しているURL

知事部局：<https://www.pref.yamagata.jp/020002/syogaikatuyaku.html>
企業局：<https://www.pref.yamagata.jp/500001/syogaikatuyakukeikaku.html>
病院事業局：<https://www.pref.yamagata.jp/550001/kenfuku/shogai/shuro/shuuroushien/byoinsyogaikakeikaku.html>